

令和4年度 第4回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和4年10月24日(月)午後6時～8時

会 場 男女平等推進センター会議室

出席委員 諸橋会長、小林副会長、生駒委員、伊藤委員(WEB参加)、大田委員、栗原委員、高丸委員、武田委員、中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員(WEB参加)

説明員 地域支援課長、高齢者支援課長、保健医療担当部長、
地域保健調整担当課長、子ども育成課長、男女平等推進担当課長

傍聴者 1名

1 開 会

2 会長挨拶

3 内 容

(1)議題

①前回議事録の確認 について

②第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて

- ・基本目標Ⅱ「生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち」
- ・基本目標Ⅲ「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」

ヒアリング対象課：地域支援課、高齢者支援課、健康課、子ども育成課、
男女平等推進センター

③第四次男女平等推進計画事業実績の評価について

- ・基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育むまち」
- ・基本目標Ⅳ「男女共平等推進の体制づくりに取り組むまち」

(2)報告事項

①武蔵野市男女平等に関する意識調査について

②男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き(仮称)【案】について

(3)その他

- ・第5回審議会について

日程 12月21日(水)18時 市民会館 集会室

ヒアリング予定

人事課、産業振興課、子ども子育て支援課、子ども家庭支援センター

- ・第6回審議会について

4 閉 会

(1)議題

①前回議事録の確認 について

【会長】 こんばんは。本日は第4回となります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事次第に沿いまして、前回記録の確認をお願いしたいと思います。事務局より何か御説明はありましようか。

【男女平等推進担当課長】 審議会要旨（案）をご確認をいただき、訂正等があれば事務局に1週間後までにご連絡をいただければと思います。この場でお気づきの点があればおっしゃってください。

【会長】 ありがとうございます。

②第四次男女平等推進計画事業実績のヒアリングについて

それでは、次第の議事の（1）の②です。ヒアリングに移りたいと思います。今日は地域支援課と高齢者支援課、健康課、子ども育成課、そして男女平等推進センターの各部課長の皆さん方においでいただいています。基本目標としては、Ⅱ番とⅢ番に当たるところです。基本目標Ⅱは「生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち」、これに関わっての各部署です。それから基本目標Ⅲ、「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」ということで、これらに関わる部署に来ていただいております。

それでは、まずヒアリングの前に、新たにお越しいただいた課長さん、部長さん、簡単な自己紹介を順番にお願いできましようか。よろしくお願いいたします。

【地域支援課長】 この4月から地域支援課長を拝命しました、福山と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

【高齢者支援課長】 高齢者支援課長の小久保と申します。私も4月からこちらの職という形になっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【地域保健調整担当課長】 こんばんは。健康課の地域保健調整担当課長をしております、主に母子保健事業を担当しております寺井と申します。私もこの4月に参りました。よろしくお願いいたします。

【健康課長】 こんばんは。健康福祉部の保健医療担当部長の一ノ関と申します。健康課長も兼任しております。よろしくお願いいたします。

【子ども育成課長】 子ども家庭部子ども育成課長の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、各担当の部課長さんから、短くて恐縮ですが5分程度ということで、説明いただけますか。基本目標Ⅱの辺りですかね。それでは、お願いいたします。

【地域支援課長】 資料4-2の7ページ、21番をお願いします。男性の地域参加へのきっかけづくりとして、武蔵野市民社会福祉協議会ボランティアセンター武蔵野では、「お父さんお帰りのさいパーティ」や「お父さんお帰りのさいサロン」を実施しています。男性のための料理教室など様々な趣味活動や学習、健康づくりに通じた、男性、女性にかかわらず、シニアの地域デビューのきっかけづくりを行っています。令和3年度の事業実績ですが、「お父さんお帰りのさいサロン」は、8月、10月を除く毎月開催で年10回開催し、160名の参加がありました。「お父さんお帰りのさいパーティ」は、令和3年6月12日に開催し、16名の参加がありました。なお、令和2年度の審議会にて、当該事業の名称について御指摘いただきました。「お父さん」という名称を女性にも配慮した「皆さん」などの名称にすることにつきまして、社協の内部でも評議委員から同じような指摘もあり、現在検討している状況です。

12ページの39番。介護に関わる人材の確保と養成としまして、福祉公社に設置しました地域包括ケア人材育成センターにて、介護人材・福祉人材の確保と育成ということで、人材の発掘・養成、質の向上、相談受け付け、情報提供、事業者・団体支援までを一体的に実施しております。令和3年度は、研修等をオンラインで実施し、4つの事業、人材養成事業、研修・相談事業、就労支援事業、それから事業者・団体支援事業の4つの事業を柱に、人材確保・育成事業を一体的に推進しています。令和4年度は、コロナ禍の状況を注視しながら、研修ではオンラインを活用するとともに、令和3年度から新たに開始した喀たん吸引等研修については、演習や実習を対面で行っております。

40番です。介護保険・医療・福祉の連携による介護サービスと生活支援の充実ですが、武蔵野市では在宅医療・介護連携推進事業を実施しておりまして、医療と介護の両方を必要とする高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携を推進しています。令和3年度の事業実績ですが、地域医療・介護の関係者間の連携に活用できる「在宅医療・介護資源マップ（WEB版）」を作成しまして、市ホームページにて掲載し、市民の皆様も閲覧できるようにしております。また、例年行っています市民セミナーですが、多職種が連携して在宅医療に取り組む姿を分かりやすく伝えるため、コロナ禍に配慮

してオンラインで映画等を上映し、医療と介護の連携の取組事例を紹介しました。

15ページ、48番。地域に根差した起業・就労・地域支援に関する情報提供や育成支援です。地域包括ケア人材育成センターでの事業としまして、求人情報の掲載などを実施して事業者支援を行いました。令和3年度は、同センターのホームページで、事業者の求人情報を掲載しました。また新たな取組として、求人広告を掲載した「武蔵野市介護・福祉事業者一覧」のパンフレットを作成し、配布しました。令和4年度も引き続き取組を実施していく予定です。

49番、地域リーダーの育成です。武蔵野市民社会福祉協議会への委託事業ですが、近隣市と併せてルーテル学院大学の協力も得まして、地域福祉ファシリテーター養成講座を実施しております。令和3年度は、オンラインを活用し講義や演習を行うなど、プログラム内容に配慮しながら、地域ファシリテーター養成講座を実施しました。

25ページの84番、「見守り・孤立防止ネットワーク」による安否確認体制の充実です。武蔵野市民社会福祉協議会への委託事業ですが、近隣市と併せてネットワーク事業を実施しています。令和2年度までは高齢者支援課で担当しておりましたけれども、孤立防止の対象者は高齢者のみではなく様々な方を対象にするということで、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、孤立防止に資する対応は関係各課で行い、それを取りまとめる会議体である見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会の運営については、令和3年度は、地域支援課が実施するように整理いたしました。令和3年度は対面とオンラインのハイブリッド方式にて、年2回実施しました。

資料3-1、武蔵野市における各種委員会・審議会等への女性の参画状況についてです。地域支援課は、3ページ目の4、その他のジャンルですが、17番の健康福祉総合計画・地域共生社会推進会議において、1名の市民公募委員が該当しています。

【会長】 ありがとうございます。続いて高齢者支援課、お願いします。

【高齢者支援課長】 では関連して資料3-1の3ページから。地域包括ケア推進協議会に公募委員が4名いて、男性1名、女性3名です。

では、資料4-2をお願いします。高齢者支援課は9事業あります。コロナ禍で、なかなか完全な形で事業を実施することが難しいところもありますが、その中でもオンラインとかハイブリッド型というような形で、様々な工夫をして実施しているところから全てB評価としました。

19番、家族介護支援事業です。少人数での講座を実施し、その中で様々な利用者

のニーズを把握するための調査を実施しました。今年度以降は、その調査の結果を基に、様々な事業内容についてさらに工夫等をしてまいりたいと考えております。

21番、男性のための料理教室等です。シニアのためのレシピ発行、動画掲載等を工夫して実施していくという計画に基づきまして、予定どおり実施したところです。今後につきましては、対面での再開というようなことを視野に入れてになりますけれども、会場が主にコミセンですので、会場側との調整も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

40番、介護と医療の連携強化です。居宅介護支援事業所連絡協議会等におきまして、事業の周知を図っています。そのほかにも先ほど説明のありました在宅医療・介護連携推進事業の中で会議体もつくっておりますので、そこの中の情報共有、または多職種連携といったことに力を入れています。

41番、相談体制と情報提供の充実です。主に認知症相談とか、在宅介護・地域包括支援センター等の相談窓口につきまして周知を図っています。具体的には、ケアプラン指導研修などを通じて情報共有をしたり、各種事業者の連絡会などで連携しています。

42番、介護離職防止のための取組です。認知症相談とか認知症サポーター養成講座を、現役世代が参加しやすい休日とか夜間の時間帯に実施しました。

85番、虐待防止の推進です。オンラインで高齢者虐待防止研修を令和4年2月10日に実施しました。また、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議も書面開催ですが、2回実施しました。真ん中の第2回が令和3年となっておりますが、「令和4年」が正しい表記でございますので、恐れ入りますが第2回を「令和4年3月23日」と訂正をお願いいたします。

86番、消費者被害の防止対策の推進です。孤立防止ネットワーク連絡会議を開催し、消費者被害について情報交換を行ないました。また、隔月で「武蔵野安心・安全ニュース」を発行し、関係機関及び市民の皆様に配布して周知を図りました。

【会長】 ありがとうございます。続けて健康課さん、お願いします。

【地域保健調整担当課長】 それでは、主に母子保健事業に関する3事業について説明をいたします。

18番、6ページの男性向けワークショップなどの実施と活動・学習グループ等への支援です。男性の子育てを支援する講座や体験学習を主に行う事業で、令和3年度

は「このとり学級」、こちらは初妊婦さんとパートナーの方を対象に行っている事業ですけれども、土曜日クラスと、通常の平日クラスを月2回開催しています。令和3年度はコロナ禍の影響もあり、土曜日クラスは中止し動画を公開しました。平日クラスは通常どおり実施いたしました。土曜日クラスは主に実技、沐浴とか抱っここの仕方などを武蔵野市の助産師会に委託して実施いたしました。

51番、16ページです。妊娠届出時の面接や子ども家庭相談などを通して、配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める事業といたしまして、「こんにちは赤ちゃん訪問」を行っております。主に生後4か月までに保健師や助産師が訪問し、乳児家庭の状況やお子さんの状況、お母さんの状況などの把握をしています。令和3年度の訪問実績は1,130件で、全体の95%です。

産後のお母さんの割合でいくと、1割から2割程度が産後うつを発症するという結果も出ておりますので、この辺りお母さんからの聞き取り調査を丁寧に行って、対応を行っています。全戸を訪問することを目標に取り組を進めていますが、里帰りで出産される方、またお子さんが中長期にわたって入院されているケースなど、なかなか訪問できないケースもありますので、そういったご家庭に関しては、最初のお子さんの健診で三、四か月健診を行ないますので、そこでの状況把握に努めています。中には訪問してもなかなか会えない方、健診未受診の方の御家庭もあります。こういったご家庭に関しては子ども家庭支援センターとも緊密に連携を取りながら、必ずお子さん、御家庭の状況を現認するように対応を進めています。

89番、27ページです。母体ケアに関する事業の実施ということで、妊娠期から産後までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施しています。「ゆりかごむさしの」は、まず妊婦面接、妊娠届出時に面接を行い、先ほど御説明した乳幼児健診とか様々な母子保健事業をご案内するなど、継続的な支援を行っています。妊娠届出の件数は、令和3年度3月までの実績で1,301件、面接件数が1,165件で、面接率は89.5%です。

「ゆりかごむさしの」事業の大きなものに、産後ケア事業があります。令和元年度から実施している事業になりますけれども、宿泊型とデイケア、それと今年の7月から訪問型アウトリーチの産後ケア事業を実施しました。令和3年度は、記載のとおり、多胎児、双子のお子さんの場合は利用可能回数を増やしたり、宿泊型の経産婦利用、今までは初産の方だけが対象だったんですけれども、宿泊型については経産婦さんも

利用可能にしたなど事業の充実を図りました。

今年度以降は、このコロナ禍で利用実績が伸びないというような状況もありますけれども、なかなか外を出歩けないお母さん方が、ご自宅に助産師さんが来てくれて、いろいろ支援をしてもらって大変助かっているというような声もいただいておりますので、この訪問型アウトリーチ事業について今年度は力を入れて、取り組んでいきたいと考えております。

【健康課長】 27ページの88番をお願いいたします。乳がん・子宮頸がん検診のあり方の検討と受診率向上ということで、令和2年度に引き続き、令和3年度も実施しています。女性が受けやすいようにということで、胃と肺と乳がん検診の3セットの検診を託児つきで9回、託児なしで3年度は5回と記載してあります。ちゃんと募集したのは5回ですが、胃と肺の検診のところに2枠、3枠というほんの少しの枠で入れておりますので、託児なしで全部で10回開催したというような状況です。令和4年度は記載のとおりですけれども、令和2年から令和3年度にかけては、令和2年度は受診者が非常に少なかったという状況がありまして、令和3年度は一定程度回復してきているところですが、まだ令和元年度には戻っていないという状況です。令和4年度も感染拡大の影響が大きく、受診者数が今の段階では3年度より伸びていないというのが現状です。

90番、健康を脅かす様々な問題についての啓発活動です。エイズ、性感染症、薬物乱用などの方針について他機関と連携し、情報提供を行うというものです。市としてできることはなかなかありませんので、基本的に薬物乱用防止については、啓発品とか関係資料等を駅前配布するなどの事業を行っております。最近、性感染症では梅毒等がかなり増えているといったような報道もあります。実際に市で対応できることはなかなかないですが、保健所等が行っている検査を市のホームページからでも飛べるような形でご案内するなどしています。令和4年度も、3年度に引き続き対応したいと考えています。

91番、骨粗しょう症予防事業の実施です。令和3年度につきましては、令和2年から保健指導等を実施していなかったんです。コロナの関係もございまして、検査だけをやりまして、指導が必要な方にはリーフレットをお送りして、それで要精検になった方につきましては、紹介状をお送りして医療機関を御受診くださいというような方法に変えております。令和2年、令和3年と、今までと比べても参加者が増えて

いまして、医師会の先生とも相談しまして、令和4年度も同じように検診・検査を行って、あとは医療機関に引き継ぐ、あとはパンフレット等で啓発するような方式に変えまして、令和3年度は586人と実績が出ておりますが、令和4年度で660人を超えている状況です。これにつきましては国で検診の在り方を見直すことになっております。期間が拡大されるのか、対象者が拡大されるのかといった辺りはまだ見えておりませんが、しっかりと国の方針に沿って対応していきたいと考えております。

あとは資料3-1の委員会についてです。健康課が所管するのは、3の附属機関の22番、保健センター運営委員会です。4のその他要綱などで設置しているものの25、26、27、献血推進協議会、市民用病床運営協議会、予防接種対策委員会の4委員会です。これらは専門性が高いこともあり、公募の市民の方はいません。

【子ども育成課長】 資料4-2の10ページ、子ども育成課該当分の30、34、35番の事業について説明いたします。

30番、子育て支援施設のサービスの充実です。令和3年度実績といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を取りながらオンライン実施などを工夫し、「プレママのひろば」とか「あかちゃんのひろば」といった事業を実施しました。園庭開放は、在園児の利用と重ならないように密を避けて実施しております。健康課との情報共有を行いながら、「こうのとりの学級」への参加等で連携を図っています。令和4年度の目標といたしましては、引き続き各保育園での子育て支援事業を実施いたします。また、市民参加を促進しながら健康課や子育て支援施設との連携とか、すくすくナビ等の情報ツールを活用しながら、広報・啓発にも力を入れていきたいと考えております。

34番の病児・病後児保育の拡充です。令和3年度実績ですが、市内3か所にあります病児・病後児保育室での預かり保育を支援しながら、年間延べ441人の利用がありました。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、引き続き事業実施を支援していきます。

35番の待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応です。令和3年度実績といたしましては、認証保育所を認可保育所に移行することによって、令和4年4月1日に開設予定の認可保育所2園が整備され、定員54名が拡充できる見込みであったところ、実績として54名の拡充ができています。保育施設につきましては、令和2年4月以降、2年連続で待機児童ゼロを達成し、令和4年4月1日につきましても、実績としてゼロを引き続き達成できているところです。令和4年度ですが、先ほどの

認可化による整備のほか、兄弟姉妹が同じ園に入所しやすくするための仕組みを設けました。引き続き希望する保育施設に入所できる施策を推進しながら、指導検査の拡充とかアドバイザーといった保育園の支援にも取り組みながら、市全体の保育の質の向上に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

【会長】 ありがとうございます。子ども育成課は以上ですね。では男女平等推進担当の所管からご説明をお願いいたします。

【男女平等推進担当課長】 委員会・審議会等について、公募委員がいるものが2つあります。1つは男女平等推進審議会、12名の委員のうち2名が公募市民で、男性1名、女性1名です。もう一つは、男女平等推進センター企画運営委員会で、10名の委員のうち公募委員が2名で男性1名、女性1名です。

4-2の5ページ、17番、ワーク・ライフ・バランスに関する情報の掲載です。「まなこ」112号で、育休を取得した男性を取材し特集記事にしました。

20番、男性の子育て・介護等への参画促進です。「まなこ」や「ヒューマンあい」を活用した情報提供等ということで、「まなこ」による情報提供や、「キッチンから始まる家族のつながり」という男性の家事参加などをテーマにした講演会を実施いたしました。

24番、両立支援に関する事例紹介や情報発信です。ワーク・ライフ・バランスの関係ですが、「どうしてる？遠距離介護」という講座を実施いたしました。

44番、政策・方針決定の場への女性の参画の促進です。市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上など、前回も議論になったところですが、各課に女性委員の比率について、目標値を周知して取組を依頼するとともに、男女の比率を取りまとめて公表しています。

47番、就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援です。「女性のための再就職&転職ナビ」を開催したほか、ハローワークや都のしごとセンターが実施する講座等のチラシを配架するなど、情報提供を行っています。

52番、若年世代への意識啓発。成蹊大学と共催でデートDVに関する講座をオンラインで実施しています。

54番、「まなこ」において、女性総合相談や法律相談、にじいろ電話相談などの相談窓口を周知し、暴力の防止等に努めています。

55番、女性総合相談窓口の充実は記載のとおり実施しています。

56番、配偶者暴力に関する相談体制の整備につきましては、子ども家庭支援センターとケース会議等を行いまして、情報共有を行っております。

58番、配偶者暴力に関する相談窓口の周知。手に取りやすい相談先を書いた相談カードを各公共施設等に配置して、相談窓口の周知に努めています。

59番、男性のための相談に関する情報提供。東京ウィメンズプラザの男性相談の案内を配架し、相談があった際はそちらの情報提供を行なうこととして対応をしています。

60番、相談事業の成果を他の事業に生かす体制づくり。子ども家庭支援センターと会議や情報共有を行いながら取り組んでおります。

65番、被害者へのカウンセリングの実施。必要な場合には支援機関を紹介することとして対応を行っています。

66番、子どもに対する心理的援助も同様で、必要な場合には支援機関を紹介することとして対応を行っています。

69番、外部の関係機関との連携につきましても、緊急性のある事案が発生した場合には、特に外部関係機関と連携があります子ども家庭支援センターとつないで対応することとしております。

70番、相談関係職員研修の実施。当センターの相談事業はNPO等に委託しておりますので、その委託事業者に研修の情報等があった場合には提供するというように対応しております。

72番、配偶者暴力相談支援センターの機能充実。相談のほかに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、啓発講座、もしくはDV防止のパネル展、また図書館で関連図書の展示を行うなど、啓発に努めております。

73番、性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための啓発。こちらも「女性に対する暴力をなくす運動」期間の取組の一環で行っております。

75番、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施も同様です。

76番、女性総合相談の実施、こちらも事業55番の再掲です。

77番、図書館における情報提供も再掲です。

81番、自主グループの支援といたしまして、「子育てママのための社会学&コーチング講座」を受講した方々が自主的に団体を立ち上げることになり、その支援をいたしました。

【会長】 ありがとうございます。基本目標のⅡとⅢについて、各部署から御報告をいただきました。

全部を通してで結構ですので、推進状況の調査報告等と突き合わせながら何か御質問がありましたら、それから各種委員会・審議会への女性の参画状況についても公募委員のことに触れていただきましたけれども、そちらに関しましてもありましたら、御意見、御質問をいただければと思います。

【委員】 御説明ありがとうございます。幾つか伺ったりコメントしたりということをしたいと思います。

1つ目は評価のところで、コロナ禍でいろいろ縮小したりできなかつたりということがあって、B評価が多くなっているというお話があり、全体的に見てもそうかなと思うのですが、実は令和3年度には目標としたことをきちんとやって、新しいことにいろいろ取り組みましたというようなご報告も中にはあり、例えば具体的に89番などは令和3年度にこうしようと思いますというところを、ほぼできましたみたいな内容だったと思うんです。Bがついているかと思うんですけれども、こういうところはAをつけてもいいのではないかと思います。ほかのところも令和3年度に新しいことにコロナ禍でチャレンジして、取り組めることがありましたということはきちんと評価していただいているのではないかと思います。それが1点目です。

それから、健康課で性感染症のところでお話にあったように、性感染症の増加ということが報道もされています。大事な問題かと思うんですけれども、市としてなかなか取り組めないで、保健所での相談等を御紹介しているというようなお話だったかと思うのですが、例えば薬物のことに関しては駅前啓発活動を行っているというお話がありました。性感染症についてオープンな場所で啓発活動というのは実は難しいのかもしれないですけれども、啓発活動ということであれば、武蔵野市内であってもできることはあるのかと思っています。先ほど女性への暴力についてのお話の中では、例えばトイレの中なんか、「暴力で困っている人はこういうところに相談してください」みたいなカードを置くとか、それをふっと手に取れば相談できるような、そういうことも啓発活動の一つではないかと思うので、工夫していただける余地があるのではないかと思います。

あとは、例えば男女平等推進センターのところの60番で、相談の内容について全体で共有して考えていく、全庁的な課題として取り組んでいくというような表現があ

ったかと思えます。全庁的な問題として取り上げるというようなことがあって、ただ、実際には関係機関と連携を取っているというようにお話だったと思えます。女性の相談内容は、プライバシーの問題があるから全部オープンにすればいいというものではないと思えますが、ただ、こういうことで非常に困っている相談がありますよということ全庁的にシェアするという意味では、先ほどお話があった幹事会とかそういうところで、特徴的な内容があれば、こういうことで相談があったのでほかの課でも意識してくださいみたいな、そういうシェアの仕方もあるのではないかと思いますので御検討ください。よろしく申し上げます。

【会長】 ありがとうございます。全般的に講座をやったり、それからオンラインでやったりで、人数が入っているところもあるし人数が入っていないところもあったりとか、記述の仕方が少しばらばらで、具体的などころもあれば、「連携を図った」ぐらいで終わってしまっているところもあるので、なるべく具体的な数字とか参加者数を入れていただけるといいかと思いました。差し支えない範囲で参加者の特徴とか、こんなイベントでこういう意見があったとか、何かそんなのを書き込んでいただけると分かりやすいかと思いました。

【武田委員】 資料4-2の49番ですけれども、地域支援課ですかね。令和3年度事業実績ということで、「武蔵野市修了生1名」とだけぼんと書いてあるのですが、何人の方が受講されて、そのうち1名の方が修了されたとか、やられたことを詳しく書かれたほうが、こういうことをやっているんだというのが分かっていいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。これは何人か受けてだんだん脱落してしまったのかとかあるかもしれないし、最終的に1人というのは立派な功績だと思いますが、いかがでしょうか。

【地域支援課長】 確かに記載が足りないかなというところは御指摘のとおりかと思えます。例年、地域福祉ファシリテーター養成講座ということで、一定の期間、各市定員12名の方を申込み順で募集して、受講していただいております。9月8日から大体事前のオリエンテーションが始まりまして、9月、10月、11月、12月、1月ぐらいまでで計12回のグループワークや発表、それから講義という形で開催しています。対象としましては、市内在住のお住まいの町で行われる地域活動に関心のある方、地域活動を始めようと考えている方ですが、講義やプログラム日程の回数が

充実していることと、また一方では充実しているからこそ、なかなか全ての参加が厳しいというのが実態かと思っております。令和3年度につきましてはコロナ禍の状況等もありまして、最終的に受講を完了されたのが1名という実績となっています。

【会長】 ありがとうございます。なるほど。それは書き込んでいただくと具体的に分かりやすいかと思いました。ちょっと残念ですね。でも、1人でも出たのならいいのかと思います。

【地域支援課長】 1点補足なのですが、この事業は当初説明させていただいたとおり近隣市、武蔵野市と三鷹市、小金井市、調布市、それからルーテル学院大学さんの共同でやっていますので、近隣市からの参加者も含めてという形になります。

【会長】 最終的には武蔵野市修了生というのは、武蔵野市の人が1名、それともほかの市も含めて1名ですか。

【地域支援課長】 武蔵野市だけで1名です。

【会長】 なるほど。じゃ、ほかの市の方も修了している方はいらっしゃるかもしれないわけですね。分かりました。全部で何人が修了して、うち武蔵野市1名みたいに入っているといいのかもしれないけれど。

【地域支援課長】 補足ばかりですみません。令和3年度はコロナ禍でオンライン開催とも併用なのですが、武蔵野市からの参加者は3名で、修了したのは1名のみという形です。

【会長】 ありがとうございます。

【武田委員】 全体もそうですか。

【地域支援課長】 全体につきましては、追って報告します。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

武蔵野市で3名参加いただいて1名が修了したということで、ほかの市の方もいらっしゃるようです。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 40番のところを高齢者支援課様からご説明いただいたんですけども、アンケートをされて、令和3年度に事業のことを知らないというケアマネジャーの方が27.8%で、これを周知しようということで、令和3年度事業として周知を行ったということですが、どのぐらい増えたとか、もし分かる範囲で教えていただけるとありがたいです。

【高齢者支援課長】 こちらの事業につきましては3年に1度、計画策定のために

実態調査を各種実施しております。その中でケアマネジャー対象のアンケート調査を行ったところですが、実施年が令和元年度、最新のものはこれから令和4年度に実施予定という形になりますので、その経年を見て、この3年間でどれくらい増えたかというようなことになろうかと思っております。

今現在「知らなかった」という割合がどれくらいかは、これから発表されますけれども、入れ替わりもありますので、事業者連絡会だけではなくて、様々な機会を捉えてといったところが重要と思っております。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。もう1点よろしいですか。

子ども育成課で、35番で待機児童の解消に向けた多様な保育ニーズへの対応ということで、これについては評価がAということで、多分すごく取り組んでいらっしゃると思うんですけども、ここに来て、恐らく児童数が急激に減ってきていると思うんです。かなりどんどん事業所を立ち上げていって、例えば小規模の保育事業ですと0歳から2歳までだったと思うのですが、0歳のニーズというのは子育て支援の関係で充実してきて、減ってきているのではないかと思うんです。そういう中で、これはもう具体的なデータとかそういうわけではないですけども、この先の見通しとしてある程度、何というんですか終息というか、このまま事業者がずっと多いままというわけにはいかないと思うのですが、終息のことなんかについては何か課内とか庁内でいろいろ話があるものなんですか。

【子ども育成課長】 未就学児の人口自体は若干減少傾向です。ただ一方で、保育園に対する需要はまだ若干伸び続けているところですけども、その伸びもやや鈍化してきているところでございます。その意味では、今後の施設整備につきましては、そうした保育需要の動向も見ながらやっていく必要があるかと思っております。その意味で、ここ10年ぐらい積極的な施設整備を進めてきたところですけども、令和4年度につきましては、令和5年度入所に向けての施設整備は行っていません。施設整備が必要かというのは、保育事業の動向次第かと思っておりますので、そういった動きを注視してまいりたいと思っております。

【会長】 よろしいですか。

【委員】 働く親御さんを支援するということで、保育園の充実は非常に重要で、一時、保育園に入れないことで随分と議論が上がってマスコミも随分騒いでいたと思うんです。私が知りたいのは、保育需要をこれから見ながらということだと思っ

すけれども、保育というのは基本的には6歳で終了してしまうので、何とかニーズが抜けていってしまうような感じがするんです。それでも働く人がこれからも多くなっていけば、保育需要はずっと続くというふうな見方なんですか。

【子ども育成課長】 現在の保育需要の状況といたしましては、0歳から2歳までの乳児につきましては、定員と利用者数がかなり近い状況にありますので、あまり空きがないといった状況です。一方で3～5歳の幼児のクラスにつきましては、園によっては空きも出てきているような状況ですので、年齢によってその状況が変わってきているところではあります。ただ、保育園側からは、その空きに対してどのような対応をすればいいかという御相談もいただいております、例えば利用定員を下げるなどの工夫を行っています。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかいかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 虐待とかDVとかの視点は早期発見というのがよく言われていると思うんですけれども、その中で子育てとDVの問題はかなり裏腹に関係があるからという感じで認識されていると思うのですが、今日聞いていて思ったのは、健康課さんとも大きく関連しているなと思って、その大切さを改めて思いました。訪問できる、アウトリーチできるというところは、健康課さんが本当にこういう事業「ゆりかご」、武蔵野面接というのをやっている成果なのかと思ひまして、こういう形をどんな方、全部訪問されているのは保健師さんなのか、それだけではなくて、あとサポートしていく体制づくりみたいな、これで気にかかるお母さんたちをどういう感じでケアしていくかというサポート体制みたいなのはどこ連携してやっているのかと。アウトリーチをいっぱいしたら本当に職員の方たちが大変だと思うし、そういう意味での連携先というか、NPO団体がサポーターとしてやったりしているところもあるので、その辺がどうかというのをお聞きしたいと。現状どんな形でやっていらっしゃるんですか。

【会長】 お願いいたします。

【地域保健調整担当課長】 「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している体制ですけれども、助産師会に委託して行っております。また、私どもの母子保健係に今12名の保健師がおりまして、主に市の保健師につきましては、特定妊婦といいまして、より支援やフォローの必要性が高い妊婦さんを市の保健師で対応しているような状況

です。特定妊婦さんにつきましては、先ほどもお話がありました子ども家庭支援センターと緊密に連携を取りながら、定期的に訪問するなどして、対象者の方に寄り添った丁寧な対応をしているところでございます。

【会長】 委員さん、よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうでしょうか。

【委員】 先ほどの51番が私は気になったんですけども、「こんにちは赤ちゃん」も大事な事業だと思うのですが、第一子の人が多いんでしょうか、それとも第二子の人でも乳幼児というのは訪問しているんですか。それと差し支えなければ、一番多くの困り事は何でしょうか。

【会長】 いかがでしょうか。

【地域保健調整担当課長】 今、第一子、第二子というお話がございましたけれども、特に第一子、第二子に限らず、出産されたお子さんですと生後4か月まで、全てのお子さんに対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」ということで、市の保健師とか助産師さんで訪問して対応しています。

お母さんの一番の困り事というご質問ですけども、最近特に感じるのがこのコロナ禍もございまして、お母さんが孤立している。コロナで里帰り出産もできない、またご実家の支援もなかなかできないということで、核家族化が進んでいるといった社会状況もございまして、やはり孤立しているような印象を多く受けております。こういった孤立しているお母さん、また子育てにいろいろ悩みを抱えているお母さんに対して、「こんにちは赤ちゃん訪問」などの事業を通して担当の職員などがいろいろ悩みを聞いたり、必要なサービスとか支援につなげていくような取組を行っております。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 具体的なサービスと、多分、お子様だけではなくてお母様のメンタルなことが大きいように感じます。ありがとうございます。

【地域保健調整担当課長】 ありがとうございます。

【会長】 先ほど産後うつも増えているというお話でしたので、お母様の問題もあるでしょうね。それから1,130件も訪問いただいて、先ほどお話が出たように本当に大変だろうと思いま。Aもついているしね。非常によく活動されているかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

【委員】 今のお話ですけれども、出産されたお母さんの孤立というお話ですが、お母さんが仕事に就いていらっしゃるやうだとすると、平日に、例えば0123みたいな場所に出かけていくことは難しだろうと思うのですが、そういう方の状況に対してどういうサポートが武蔵野市であるのかということについて、もしあれば教えていただきたいです。

【会長】 お願いできますか。

【地域保健調整担当課長】 私の答えられる範囲でお答えさせていただきます。先ほど私のほうで面接率について少しお話しさせていただいたんですけれども、令和3年度の実績で約1,300件、面接率が約9割ということで、このうち120件から130件ぐらいの御家庭とは面接ができていない現状があります。当然お仕事とかで面接ができないという方、また2人目、3人目だからもう面接はしなくていいというお母さんもいらっしゃいます。またそういった中で、特定妊婦というお話をしましたけれども、より支援の必要な御家庭も幾つかあるというのは市でも認識しておりますので、市の取組としてはまず100%の面接率を目標に、とにかく全てのお母さんと面接を行って状況を把握したうえで必要な支援につなげていくというところに努めております。

あと、産後のケアといたしましては、先ほども少しお話しさせていただいた産後ケア事業に力を入れて取組を進めているところですので、そういったサポート体制、支援も今後積極的に、お母さんや各ご家庭にPRしていきたいと思っております。

【副会長】 今の関連ですが、残りの7%というのは、例えばそもそも連絡がつかないとか、今の3人目だからもう大丈夫みたいな理由があって断られたみたいなどころって、内訳としてはどうなんだろうということが1つ。あと健診、ここでカバーできない人についてはできるだけ健診でつかまえて確認するということだと思うんですけれども、「こんにちは赤ちゃん訪問」で確認できなかった方については、健診でこの方については確認できていないということは何らかの形で共有されていて、一通りのこと以上を確認するような体制になっているということなのでしょうか。

【地域保健調整担当課長】 実際に120人から130人ほどの方と面接ができていないという状況の中で、その後のお母さん、お子さんと接触する機会としては三、四か月健診があるんですけれども、そこで残りの面接ができなかった120人、13

0人の方を把握する。また、里帰りが多いですかね。里帰りで健診ができないお母さんについては、その滞在先に市から依頼を送って、滞在先の保健師さんに訪問いただくというような方法も取っておりますので、いずれにしてもそういった形で必ず現認するような形で取組を進めています。

【副会長】 追いかけて、里帰り先でどなたかが対応しているならそれはもう対応件数でいいんじゃないですか。ここで議論してもしょうがないことですがけれども。先ほどの健診のときにその方が赤ちゃん訪問で漏れていて、例えば里帰りでどなたかが対応したわけでもない方だということについては、対応する方がそれを認識した上でその部分をカバーするような形で何らかに対応されるような体制なんですか。

【地域保健調整担当課長】 そうですね。そこは何らかの対応が可能ですがけれども、ただ、うちで一番重要視しているのが、何らかのご家庭の事情なり、お母さんの事情なりで市につながらない、様々な複雑な事情を抱えている御家庭もごございますので、そういったご家庭でお母さんをどのような形でキャッチして支援につなげていくかといった部分については、子ども家庭支援センター、庁内とか様々な関係機関とも連携しながら対応していきたいと、思っております。

【副会長】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 妊婦面談に関しては9割と結構な数ができていると思うんですけども、その中に実は流産している人とか、死産になってしまった方が入っていて、多分そこが数の中に数え切れていないと。そこに産後にキャッチできなかった人が何%というのをリンクさせているかどうか分からないです。多分、面談だけで1回評価、その後つながっているか、つながっていないかとか、あとは虐待家庭があつたりとかいろいろですけども、そうすると大体、医療機関を受診しているかどうかとかそういうのが、私のクリニックでもそうですが、「受診されていますか」という連絡が来たりとか、来ているからうまく結びつけましょうねなんてやったりはするんです。多分、センターできちんと面談できている人と、裏から操作してというのがこの数字に現れないところなのかもしれないと思っています。

【会長】 お願いします。

【委員】 この関連で。武蔵野市で住民登録をしている方で、日本語を話さない妊婦さんはどういうふうに対応されているのかと、今、流れで疑問に思いました。そこ

が何か問題になったりするケースがあるかと報道で読んでいるんですけども、武蔵野市がどれぐらいそれに該当するのかは分かりませんが、そこは結構な弱者であるかと思えます。

【地域保健調整担当課長】 正確な人数は把握していませんけれども、一定数、外国籍の方がいらっしゃいます。今は英語版、様々な言語に対応した母子健康手帳もございますし、あと面接とか「こんにちは赤ちゃん訪問」などで日本語の対応がなかなか難しいお母さんについては、国際交流協会に通訳をお願いするような形で対応するような場合もあります。また、多言語に対応できるタブレットも多文化共生課で貸出しを行っておりますので、そういったタブレットの機械を使って対応するようなケースもあります。

【会長】 ありがとうございます。重要な指摘です。多言語で対応できるというのは大事なことだと思いますけれども、ほかにいかがでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。大体出ましたかね。それでは、時間もそろそろよろしいようですので、ここまでにさせていただいて、ヒアリングにご出席いただきました部課長の皆様は御退席ください。どうもありがとうございました。

(各課長退室)

③ 第四次男女平等推進計画事業実績の評価について

【会長】 それでは、議題3にまいりましょう。第四次男女平等推進計画の事業実績の基本目標ⅠとⅣに当たるところです。事務局から、ご説明をいただけましょうか。資料2になります。

【男女平等推進担当課長】 資料2は前回の審議会での議論を踏まえて作成しました。太字でない部分は、基本的には各課の報告内容を要約したものです。黒字で下線を引いてある部分が、審議会としての意見を反映させた部分です。

まず基本施策1-1、施策(1)男女平等の意識啓発のところ。協働という言葉の大切さについて昨年度の審議会で見解がありましたので、「企画運営委員会との協働により」という表現にしました。また、昨年の審議会ではYouTubeの再生回数などを事

業の実績値として示せないかとのご意見がありました。令和3年度は該当する事業がありませんでしたが、意見としては今年度も生かしていくと考えて「オンラインを活用した事業等は再生回数などの数値で実績を把握することも検討されたい」といたしました。

その下、基本施策1-2、男女平等教育の推進の施策(1)男女平等の視点に立った学校教育の推進の中です。前回の審議会では、学校で外部講師などを招いて講演などをする際に、予算の確保なども含めて、前向きに取り組んでほしいというご意見がありました。それを踏まえて「また、外部講師により学ぶ機会を設けることも検討されたい」という形で表現しました。その前段に、「東京都教育委員会の性教育の手引きの内容を周知し、学校の実態に応じた状況で適切に実施していくとともに、一層充実した内容とすることも検討されたい」としてありますが、これは昨年の講評のとおりですが、今年度も生かしておきました。

続いて基本施策1-3、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりについて。施策(2)性的マイノリティー等への支援のところ、「今後、学校において性別に関する校則や慣習を見直すことや、授業で多様な性に関することを教えるなど、実態に合わせた検討をされたい。用語については、WHO、国、東京都の動向にも留意しつつ市として統一した用法がまとめられるとよいので検討されたい」としてあります。これも昨年度の講評を継続しているものです。

基本目標Ⅳ、施策(3)庁内推進体制の整備の中で、「施策全般に男女平等の視点が反映されるよう引き続き取り組まされたい」。これも昨年度の講評でしたが、継続して書いています。

なお、前回の審議会での議論では、委員会・審議会等での男女比率についての議論があり、例えば公募委員の女性の人数で全体の男女比を調整できないかなどのご意見がありました。これらは、基本目標Ⅱの部分になります。本日は基本目標ⅠとⅣについての講評を作成していますので、この部分は次回、基本目標Ⅱの講評に反映させたいと考えています。それから、メディアリテラシーについて、昨年度は、工程を明らかにしながら進めてほしいという講評がありました。現在案を作成しており、今年度中に完成させる予定ですので、講評としてはなくしています。

資料2については以上です。

【会長】 ありがとうございます。基本目標ⅠとⅣに関わって講評を御紹介いただ

きました。新しいところは審議会のコメントが太字で入っております。

これに関しましていかがでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。メディアリテラシーの向上のところですが、令和3年度分実績に関する講評なので、本来なら書かれるべきことかと思えます。ただ、今、実態として取り組まれているので、わざわざ書かなくてもいいような気もします。

【会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【男女平等推進担当課長】 確かに昨年の実績としてはそういう状況でしたので、書くほうが適切かと思えます。

【副会長】 評価は基本、平均を○にして、◎、△とかいうところは比較的何か特徴がある場合に評価を変えるということだと思うんですけども、◎が2つあって、1-3の(2)性的マイノリティー等への支援(新規)の部分については、多分パートナーシップ制度ができたことで、かなりそこに前進があったという評価で◎にされているのではないかと思われ、それについては、また私の意見としてはそれでよろしいのかと思えますが、次のページの施策(4)の「ヒューマンあい」の充実の部分については、どの部分を取って評価したのかというのが読んだだけでは分かりませんでしたので、御説明をいただければと思います。

【男女平等推進担当課長】 性自認や性的指向に関する「にじいろ相談」を電話相談という形で行ってきましたが、面談でも実施するように充実を図ったところがあります。

【会長】 どうですか、◎でいいですか。「にじいろ」は面談を始めたということです。そういう意味では、性的マイノリティーへの支援と少し重なったりもします。

【委員】 今の「にじいろ」のところですけども、3ページには相変わらず「にじいろ電話相談」と書かれていて、これは面談もやったんだから電話を外すという話ではなかったでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 令和3年度は事業名は電話相談のままで、面談も受けられるようにしていて、4年度から名称を変更しました。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【副会長】 今の「にじいろ相談」の関連で、多分、電話で相談したいというニーズも結構あって、面談で相談したいというニーズはどんなふうに捉えればいいのか、あるのかもしれないとも思うのですが、動向として、面談の相談を行った結果、例え

ば電話相談数が減って面談数が増えたのか、それとも電話相談から面談に移行するような件数があったのか、そういう数における変化みたいなものは分かりますか。相談した方で、例えばどちらがいいとかそういうことについて何か御意見があったということであれば、それについてもお教えいただければと思います。

【男女平等推進担当課長】 数としては電話が圧倒的で、9割ぐらいが電話です。面談は非常に少ないです。相談件数は令和2年が38件だったものが、令和3年になって53件と、これは増えています。ただ、増加した件数が面談が増えた件数かというところまでではありません。

【副会長】 面談というのは、特定の曜日の特定の時間に枠があって、必ず人が待機していて、予約を受け付けるみたいな感じですか。

【男女平等推進担当課長】 そうです。時間の中で予約を取ってお越しいただくということです。

【副会長】 なるほど。それで令和3年度の相談実績としては、面談相談というのは何件あったんですか。

【男女平等推進担当課長】 今、数字がすぐ出ませんが、全件数の10分の1程度です。

【副会長】 それは何でしょう、電話で相談したところから継続で会って話したいみたいなことでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 恐らく別の方ではないかと思っております。電話の方は名前をおっしゃらなかったり、どなたかを把握するのが難しいケースが結構ございます。

【副会長】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。前回資料4-2の101番の箇所です。これも何か数字が欲しかったですかね。どれぐらい受け付けて、電話がどれぐらいで、面談がどれぐらいでとか、あるといいかと思えます。

【男女平等推進担当課長】 数字はありますので、次回ご用意したいと思えます。

【会長】 ありがとうございます。ということで、「ヒューマンあい」は「にじいろ」の面談を増やしたので◎ということよろしいでしょうか。○が何で、◎は何で、△は何でという何か凡例がありましたよね。

【男女平等推進担当課長】 はい。報告書の冊子になったものについています。◎

が順調である、○がおおむね順調である、△は課題がある、×は不十分である、です。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 「にじいろ相談」の件ですけれども、面談するほうがいいという体制になっているということですか。というか、面談というのはすごく慎重にしなければいけないものだし、専門性も含めて難しいと思うんです。電話相談は入り口のようなもので、ある意味で相手を選べる、切れるというところもあるけれども、面談になると、ナーバスな問題であるし、とても慎重な専門性も要求されるような気がするのですが、だから面談したほうがいいというような声があってそっちの方向に行っているのか、その辺がよく分からなかったんです。

【男女平等推進担当課長】 「にじいろ電話相談」は専門のNPOに委託しているのですが、NPOとの話の中で、電話がいい方、直接話がしたい方、さまざまなニーズがあるので広げてはどうかと提案があり、試行的に面談も行ってみることにしたものです。

【副会長】 相談時間は電話か面談かで別に変わらないんですか。

【男女平等推進担当課長】 電話は予約枠がなく、相談員が待機している間にかかってきた電話に対応しますので明確な時間制限はありません。面談は50分の枠で予約を受けています。

【会長】 今のことに関連してですが、例えば何回も同じ面談をする人とか、一人が長くなってしまったりとか、その分、回線は多分1つぐらいしかないだろうと思うのですが、待っている人とか受けられない人が出てくるかもしれないですけれども、電話面談の長さ、枠を決めたりとかそういう話は出たりしていないのでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 現状では、それほど混み合っているわけではありません。目安として30分程度というふうに相談員には考えてやっています。

【会長】 前に関わっていた川崎の女性センターは押すな押すなで、一人が何時間も、何回もとか、いいかげんちょっと切ろうかみたいな話が出たときがあったものですから。それで、最近だと若い人たちはスマホを使ってLINEで相談するというのが増えて、かつ、またそれに対応するNPOとかも出てきているみたいですので、今後、NPOの方、業者とも話し合っていて、LINE相談みたいなのもまた少し試行していただくといいかもしれません。ほかにいかがでしょうか。大体こんなところでしょうか。それでは、報告事項に移りたいと思います。

(2)報告事項

①武蔵野市男女平等に関する意識調査について

【男女平等推進担当課長】 では、男女平等に関する意識調査の回収状況について、数値がまとまりましたので、ご報告いたします。全体で2,000件発送いたしまして、有効回収数が907件、内訳は、郵送での回答が577件、ウェブでの回答が330件で、有効回収率は45.4%でした。平成29年の調査が35.6%で、今回は40%を目指していましたので、目標を超える回収率となりました。

裏面です。性別・年代別の回収結果です。一番回収が多かったのは、40歳代の女性で、111件。構成比は12.2%です。男性で回収率が多かったのは50歳代で、7.4%でした。ウェブで回答された比率が高かったのは40代の女性、13.9%です。性別について「それ以外」という回答が1件、「回答しない」という方が4件、無回答が7件でした。

次回、12月の審議会の場合では、内容の特徴をまとめた速報ができるかと思っています。

【会長】 ありがとうございます。大変な回収率があつて、通常は郵送法だと3割とかの世界ですけども、随分戻ってきていないんです。今までの「回答するぞ」という人の回答だけではなく、ある程度人々の意識が探れるかと思います。それから、各世代で見るとクロス集計に足るぐらいの五、六十票ありますから、年代別のクロス集計もある程度できるかもしれません。これに関しまして皆さん方、何か御質問等はございましょうか。

【委員】 今、有効回収率のところでの年代がというお話をさせていただいたかと思うのですが、母数は同じでしょうか。つまり例えば10代、20代にも100送って37、50代にも100送って67、ならば50代のほうが回収率が高いと言えるけれども、母数が違ふとちょっと違いますよね。どうなのでしょう。

【男女平等推進担当課長】 無作為抽出していますが、抽出は、町目ごとの人口比率と男女の人口比率、それから年齢の5歳刻みの人口比率を基に抽出しているということです。

【委員】 それは母数の比率になるということですね。

【男女平等推進担当課長】 そうですね。

【委員】 分かりました。

【会長】 なので各年代の10代、20代が4.1、30代が6.7とかこういう数

字に意味あるのかどうか。というか、つまり各年代の構成比ということになるんだと思います。合計を足すと男性は40.2ということかな。5.2とか8.0を足していくと58.5になるということかな。

【副会長】 多分、構成比との見合いでということであれば、市の構成比の割合を見た上で、それで比較すると何か特徴があるのかというところは分かりますということですから、次に何かお出しいただくときに、別に新しく資料を作るとかでなくてもいいんですけども、年齢と年代の構成表みたいなものがあれば一緒に見せていただけるとよろしいのかと思います。

【男女平等推進担当課長】 武蔵野市全体の人口構成を見れば、比較はできると思います。

【会長】 どれぐらいずれているかとか、同じかとかね。男性100として、女性100として各年代別とかいうデータをもらったほうがいいのか。まあ、いいです、実数が分かっていたら後で加工できますよね。

ほかにいかがでしょうか。2,000票で907票返ってきたということか。45%返ってきたということで、大変な数字かと思います。

特になければ、次回のデータの速報をまた見たいと思います。ありがとうございました。

②男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き（仮称）【案】について

【会長】

それでは、報告事項の2番で、議題の4です。男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き（仮称）案ですけれども、表現ガイドライン、メディアリテラシーと関わりまして、これは武蔵野市が広報物を発行するときにこういう点に注意して広報物を出しましょう、気にしましょうよというガイドラインの案が出ております。これについて御説明をいただきたいと思います。国のガイドラインと、令和2年の改訂版豊島区のガイドラインと2つ資料が出ております。よろしくお願いたします。

【男女平等推進担当課長】 資料4が男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き（仮称）案です。国や全国の自治体の同様のガイドラインを参考にしながら作成しました。一例ですが、資料5が国のガイドライン、資料6が豊島区が令和2年に改訂したガイドラインです。国や他自治体のものをさまざま比較してみますと、内容、構成はどこも似ており、今回の案もこれらを参考にしたものになっています。

資料4の中、「はじめに」をご覧ください。第2段落目でこの手引きを作る意義を示しています。性別等による固定的な役割分担の意識について、無意識に繰り返し使われる表現は受け手の物の見方に影響を与えるため、市が情報を公表する際には、性別等による差別的取扱いや、性別等による固定的な役割分担の意識を助長したり、是認させてしまわないように配慮しなければなりません、としています。

第3段落、この手引きは、市が発行する刊行物等について、男女平等の視点から適切な表現をするための手がかりや目安を示したものであり、機械的に置き換えたり、または特定の表現を規制・禁止したりするものではないとしつつ、この手引きを活用して刊行物等の表現が適切なものとなるように努めてほしい旨を書いています。

四角囲いの中に、この手引きが対象とする刊行物等は、広報誌・パンフレットだけでなく、写真、映像、音声など全ての市が発行する情報であるとしています。

2ページ以降に6つのポイントと関連するイラストを載せています。

(1) 男女いずれかに偏らない表現とする、(2) 性別によりイメージを固定化した表現とならないようにする、(3) 男女対等な関係となるような表現とする、(4) 男女で異なった表現の使用の必要性を確認する、(5) 人の目を引くだけの視覚的要素(アイキャッチャー)になっていないか(6) は多様な性のありかたに配慮した表現とすることについてで、今回、工夫したところです。国や他市の手引きなどを見ると、あまり多様な性のあり方について書かれていないものが多いですが、審議会での議論を踏まえて入れたところです。男女の性別を不必要に用いて表現しないようにしようですとか、性別欄が必要な場合は、男女の2択ではなくて、自由記入とするなどの工夫をしましょう、アンケートで性別を尋ねる場合は、設問自体は性別ではなくて、「自認する性別」と書いたり、選択肢に男女以外、「それ以外」とか「回答しない」を設ける工夫をしましょう、性別を決めつけるような表現にも注意しましょう、ということを書いていきます。

最後にチェックシートで、チェックポイント(1)から(6)について最終的に確認できるような、留意点1から6をまとめています。最終的には最後の確認として、男女平等の視点に立っているか、または受け手も多様であるということ考えた表現になっているか。留意点3で、刊行物として伝えたい内容が伝わるものになっているか、確認のチェックシートをつけております。

イラストは、宝塚市がフリーで使えるイラスト集を出しておりますので、そこから

適切と思われるものを拾って使っています。また、内閣府の手引きからも一部借用しました。

【会長】 ありがとうございます。報告ということですがけれども、これに関しまして御質問等がありましたら、まだ案の段階ですが、どうでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。1点。1ページの2の下、四角の中の「性別等とは」の文言ですが、「性的指向（恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうか）と」書いてあるんです。これは男性に向かうか、女性に向かうかという意味だと思えますけれども、いずれにも向かわない人もいますので、この表現でいいかどうかは考えたほうがいいと思います。

【会長】 ありがとうございます。アセクシュアルとかそういう人たちもいますので、そこら辺はどこか細かく書いてあったのがあったよね……豊島区か、これはなかったか。そういうことで、いずれの性別にも向かわない人もいるという点も考慮した書き方をしてもらえないかということです。ほかにいかがでしょうか。お願いします。

【副会長】 とても充実した内容でいいなと思って見ていたんですけども、性別等とか男女平等という視点から見たところはすごく充実しているので、私としては別にそんなどうこうではないのですが、心がけることとしては、「高齢者、年少者、障害者、外国人などの多様な受け手を意識し、共感を得られるように」と書いてあって、チェックシートでも「多様な受け手を意識し、受け手が不快にならない表現になっているか」というところがチェック欄についているのですが、男女とか多様な性の在り方以外の多様性については、本文では特段扱いがないので、多分、チェックをする人が何をチェックすればいいのかが分からないだろうと、そこだけ。だからこれを心がけの中に入れるのであれば、何かそこに対応したものが必要だし、むしろ男女とか性別等に関わることについての冊子にするのであれば、書かないほうがいいし、何らかそこを調整したほうがよろしいのではないかと思います。

【男女平等推進担当課長】 ありがとうございます。

【会長】 どうだろう、事務局としては。

【男女平等推進担当課長】 確かに男女のものということではっきりさせるのであれば、なくてもいいのかもしれませんが。国のガイドラインの中にこういった書き方がありましたので、作り手の思いだけではなくて、受け手もいろいろな方がいることを意識して、作り手の思いと、逆に受け手のことも考えながら作りましょうという両面

の意味で書いた部分ではあるんですけども。

【副会長】 どちらかの市とか、国とか都で、いろいろな年齢、障害とか国籍などの方たちがいるよということに対する何か表現の工夫みたいなものを扱った部分はないんですか、ここだけですか。

【男女平等推進担当課長】 私が国や他市の男女平等の視点のガイドラインを見た限りではなかったように思います。

【副会長】 なるほど。ありがとうございます。

【委員】 渡辺です。私もその部分はすごく気になったのですが、文言に入れるかどうかは検討していただくとして、イラストを入れるとしたら、外国籍の人、いろいろな外国にルーツのある人とか、障害のある人とか、そういう人は言葉にしなくてもイラストでは混ぜ込んだほうが良いと思っています。

あともう一つは、家族を描くときにも、武蔵野市はパートナーシップ制度もありますので、家族の多様性も意識して描くようなこともあるといいかと思いました。

【会長】 ありがとうございます。そのとおりですね。多様性ということを入れるのであれば、(6)あたりと関わるかと思いますが、男女平等の視点に立ったということではジェンダー、性別二分法でもいいんですけども、もう少しそれを越えようということも含めてであれば、多様な家族とか、外国にルーツのある人、障害がある人などがイラストに入っているといいかと。

【委員】 現状での日本だと、法整備的にそんな多様な家族とかって書いてみても、同性婚が認められていないがゆえに、いろいろな法的に不利益を被っている人とか、あと性自認だって、まだまだそんなにスムーズな移行があるわけではなくて、広報部分だけ先走っても現実が追いついていない。障害者の方を描くというのもいいと思うんです。障害者に対することはいろいろ進んでいるので、そこをイラストや表現で先走るのはどうなんだろうと思う部分が1つ。

あと外国人に関して、外国人の描き方って難しい。例えば額に点をつけてインド人を描くとか、高い鼻を描いて外国人という表現が問題視されたりとかがあるので、まだここでは日本人に限定していいのではないかと。私が思うには、広報誌でどう描くか、パートナーシップ制度ができましたということはありますけれども、それは私なりのそのじくじたる思い、もっと進むべきだけれども法整備がちゃんとされていないということへの抵抗という意味で、まだ描く段階に来ていないのではないかと思います。

すが、いかがでしょうか。

【委員】 たくさん描くというよりは、いろいろなところに同性カップルが暮らしていますので、同性カップルで子供を育てている人も暮らしていますので、たまに入ってくると現実味はあるかと思うんです。あとは家族を描くときにも、いろいろな家族がいろいろなところに散りばめられていたほうが、住民としてはちゃんとこの形も認識してもらえているんだと受け取るのではないか。いつも異性カップの子供がいる家族ばかりが家族の形で出てくると、ああ、うちはシングルなのにとか。なので私はいろいろ、バランスも考えつつですけども、意識の啓発にもなると思うので入ってもいいかと思っています。外国にルーツがある人を描くというのは、私もその難しさは感じていますが、それでもせつかなので、そこも気をつけつつ、いろいろなバックグラウンドの人がいるんだということが分かるようなものが描けるとすごく、それこそ現実味のある武蔵野市が描けるのではないかと思っています。

【委員】 ごめんなさい、もう一ついいですか。今の日本で同性カップルが法的に、同性同士で子供を持つというふうに制度上認められていないような気がするんですけども、法律婚になっていないので。例えば外国人同士でアメリカとかで結婚していて、両方ともアメリカ人だったら日本で夫婦として認められるんです。ただし、日本人とアメリカ人がアメリカで結婚してきて日本に住もうと思ったときに、その外国人の人は、日本では同性婚が認められないがゆえに「配偶者」としては入ってこられないんです。そんな矛盾がいろいろとある中で、例えばその人たちが養子としてアメリカで自分の子供たちを、養子ではなくてもサロゲートでも何でもいたとしても、そうするとその子は日本では認知されなくないかとか、話が大きくなり過ぎですか。何かそういうのがすごく悔しいんですけども。

【委員】 どういうところで家族を描くかというその文脈がいろいろあるかと思えます。法的には親権を二人で持つことはできないのですが、生活スタイルとして家族として暮らしていますという人もいますので、どの文脈でどういうイラストを作ったりするのかということが重要かと思いました。

【委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。これは我々、ないしは武蔵野市としてのスタンスでもあるよね。だから事実としてあるし、それを描くのは多様性を言っているから描いたほうがいいだろう。だけど、一方では中村さんが言われるように、法的に認め

られていないものをこういう形で描いていいのかどうかという問題はなくもないのだが、どうでしょうか。どうぞお願いします。

【男女平等推進担当課長】 5ページの虹がかかっている人たちの絵ですけれども、左の2人は男性同士の、右の2人は微妙ですけれども女性同士で子供を持っているのかなというように思っています。真ん中の方はお一人でというような、そういう多様性をここで表しているのではないかと思っております。

【会長】 宝塚から持ってきたのかな。これはそのとおりだと思うんですけども、どうでしょうか。

【委員】 この手引きは、あくまでも市の刊行物を発行するときに使うイラストとか表現、表記についての決まりというんですか、法律なので、あくまでも市の刊行物を発行して周知するのが目的なので、このイラストが目的ではないので。市の刊行物の内容を周知するときに使う表現のイラストとか表現の仕方の規定なので、あえて無理やり同性パートナーがイラストに出てくるとかそういう必要はなくて、補足的な意味で使えばいいのであって、そこは注意しましょうということではないでしょうか。

【会長】 でも、市の刊行物として、つまり公的な刊行物として多様性を重んじていますよということでは、いろいろな人たちが出てくるのがそれ自体はいいことだと思うんです。制度的にどうかは別として。

【委員】 そのときに市の刊行物は何かということですよ。その刊行物の目的に合ったイラストとか表現の仕方を使えばいいということで、あえて無理やり入れ込む必要はないのではないのでしょうか。

【会長】 そうですね。例えば災害のときに外国の人も、ほかの人も当然救済の対象になるわけだし、そういう場合のポスターには外国人のイラストを入れるとかいうようなことが必要かと思うんですけども、「納税しましょう」なんていうポスターのときに、外国人も納税しているか、しているね。だからこれも入れないといけない。そういう意味では、目的に応じてどの人たちが対象か。つまり一人も取りこぼさないとか、あなた方も対象ですよ、男性だけではなくても女性も対象ですよ、外国人も対象ですよということにちゃんと配慮していますとか、そういう姿勢は大事だと思うし、それは市の刊行物ですから、この人たちも、皆さん方も入っているんですよというのは表現したほうがいいのかと思うんです。

話が長くなって恐縮ですけれども、僕は国のガイドラインを作るときの委員をやっていたので、90年代後半ですけれども、国の仕事でカナダまで行かされました。カナダへ行ったら、ポスター1枚にネイティブの人、車椅子の人、高齢者、子ども、あらゆる人が写っていて、「一つのポスターに何でこんなにたくさん写っているのかな」と聞いたら、「この人たちみんなが対象だからです」と。「行政サービスの対象だからです」と言われて、ああ、なるほどと思いました。男性だけだと、あなただけ対象かという感じになりますけれども、ネイティブの人も外国人も、肌の色が違う人も、皆さん行政サービスの対象ですよというときにはいろいろな人が入っていたほうがいいだろうというのを僕もカナダで学びました。市の刊行物としてどうするかが目的だと思いますけれども、あまり細かくすることもないですが、渡辺さんではないけれども、何かしら配慮してもらおうというのが欲しいかなと。でも、委員さんが言われるように、目的に応じてということもありますから、あまり細かくここに書き込むこともないかと。

ごめんなさい、長くなってしまいますけれども、ただ、ホームページ等で公開すると思うので、よその人も使ってください、市役所内部だけではなくいろいろな啓発にも使えるものだと思うので、多分、公開するといろいろな人たちの意見が出てきて、よその自治体もまた使うでしょうし、真似もするでしょうし、そういう意味では、市の刊行物の手引きだけでは済まなくなる。結構そういう力を持つかと思うんです。なので、なかなか難しい問題だと思いますが、どうでしょうか。今日だけではまだあれだと思うので、少し案が出来上がってきたところでまたもまかせていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 今後の進め方ですけれども、本日いただいた審議会の意見を踏まえて、部長級の男女平等庁内推進会議で決定をしていきます。本日いただけるご意見はいただいて、そのあとはお任せいただきたいと思います。

【会長】 分かりました。次回では、ほぼ決定したものが出てくるという感じになりましようかね。何か御意見がありましたらまた追って事務局にお伝えいただければと思いますが、これに関しましてほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題、次回のヒアリング担当課の確認と事務連絡をお願いいたします。

(3)その他

【男女平等推進担当課長】 次回は12月21日18時から、市民会館集会室、

地下1階です。ヒアリング予定が人事課、産業振興課、子ども子育て支援課、子ども家庭支援センターです。

【会長】 最後に人権教育プログラムと武蔵野市の学校向けのワークブックを御用意いただいています。前回、御指摘をいただいて、「見たい」ということでしたが、事務局から説明がありますか。

【男女平等推進担当課長】 ワークブックにつきましては男女平等の条例について理解することを目的にして、小学6年生に配っているものです。

【委員】 人権教育プログラムについては、学校教育編というのが毎年、全教員に配られます。構成としては、人権教育はそもそもどういったものなのかということと、東京都で出ております人権課題、ここに載っているものに対する実践例、そしてその人権課題に関する参考資料等です。

これは人権課題に対する実践例として紹介されている一部で、昨年度の資料です。家庭科の中学校第3学年で行うもので、家族の役割と責任について、これまでやってきたものに人権課題を意識して入れていくような取組が紹介されております。配布されただけではなかなか使われないこともありますので、人権教育推進担当教員の研修会で学ぶなどしています。

【会長】 ありがとうございます。では、時間となりましたので終了します。